

令和5年会津若松市議会定例会 令和6年6月定例会議の提出案件

提出案件 24件	議案 19件	報告案件 5件
	{ 予算案件 2件 条例案件 7件 単行案件 10件	

I 予算案件

- 1 令和6年度会津若松市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和6年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

II 条例案件

- 1 会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市税条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 4 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 財産の取得について
- 2 会津若松市庁舎整備建築工事請負契約の一部変更について
- 3 会津若松市庁舎整備空気調和設備工事請負契約の一部変更について
- 4 会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について
- 5 会津若松市庁舎整備電気設備工事請負契約の一部変更について
- 6 会津若松市庁舎整備情報設備工事請負契約の一部変更について
- 7 財産の取得について
- 8 財産の取得について

- 9 損害賠償の額の決定及び和解について
- 10 損害賠償の額の決定及び和解について

IV 報告案件

- 1 令和5年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について
- 2 令和5年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 3 令和5年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 4 令和5年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 5 令和5年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について

II 条例案件

1 会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。
- ② 事務処理に際し、市と教育委員会との間で特定個人情報を提供することができる事務、その場合に提供する情報について定めることとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

2 会津若松市税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 個人市民税関係

① 改正内容

- ア 公益信託に関する法律の改正を踏まえ、同法に基づく公益信託の信託財産に関する寄附金を引き続き個人住民税の寄附金税額控除の対象とするため、条文の整備を行うこととした。
- イ 公益法人等に係る市民税の課税の特例について、法令の規定を踏まえ、条文の整備を行うこととした。

② 施行期日等

- ア 公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行することとした。
- イ 必要な経過措置を定めることとした。

(2) 固定資産税関係

① 改正内容

- ア 特定のバイオマス発電施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定める割合を7分の6とすることとした。
- イ 特定事業所内保育施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止することとした。

ウ 都市再生特別措置法に基づき、一体型滞在快適性等向上事業の主体が整備した固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定める割合を2分の1とすることとした。

エ 新築の長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅の固定資産税の減額措置に関し、マンション管理組合の管理者等が必要書類の提出を行っており、かつ、減額事由に該当すると認められるときは、当該区分所有者からの申告書の提出を受けずに固定資産税の減額措置を行うことができることとした。

② 施行期日等

ア 公布の日から施行することとした。

イ 必要な経過措置を定めることとした。

(3) 職権による市税の減免に関する事項

① 改正内容

市民税及び固定資産税の減免申請に関し、減免事由に該当することが明らかで、かつ、当該市税を減免する必要があると市長が認める場合に限り、申請書の提出を受けずに当該市税の減免を行うことができることとした。

② 施行期日等

ア 公布の日から施行することとした。

イ 必要な経過措置を定めることとした。

(4) 条文の整理

① 改正内容

その他引用法令（私立学校法等）等の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

② 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、私立学校法の改正に係る部分は、令和7年4月1日から施行することとした。

3 会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

事業者が策定する整備計画について、県の認定を受けることができる期限を令和8年3月31日まで2年間延長することとした。

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとした。

4 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、市長及び副市長の給料月額を減額するため、所要の改正措置を講じようとするものです

(1) 改正内容

令和6年7月1日から同年7月31日までの間に限り、市長の給料月額を843,300円に、副市長の給料月額を676,800円にすることとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

5 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 所管省庁の移管に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく保育所における保育の内容に関する指針の制定主体を厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更することとした。
- ② 所定の小規模保育事業及び事業所内保育事業における職員の配置基準を見直すこととした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

6 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 特定教育・保育施設等は、原則、運営規程の概要などの重要事項を施設内での掲示に加え、インターネットにより公開しなければならないこととした。
- ② 特定教育・保育施設等が書面の交付等を求められている事項について、電磁的記録媒体により交付等を行うことに関し、必要な用語の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

- 公布の日から施行することとした。

7 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 国民健康保険税（後期高齢者支援金分）の課税限度額を引き上げることとした。
- ② 国民健康保険税の法定軽減（応益割の5割軽減及び2割軽減）に係る所得判定基準額を引き上げることとした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行することとした。
- ② 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした。

Ⅲ 単行案件

1 財産の取得について

この案件は、県立病院跡地利活用事業用地として、土地を取得しようとするものです。

(1) 取得物件

① 所在 会津若松市城前 59 番 外 6 筆
会津若松市徒之町 1 番 1

② 地目 宅地

(2) 取得面積

24,393.72 平方メートル

(3) 取得金額

805,000,000 円

(4) 取得の相手方

福島市中町 8 番 2 号
福島県

2 会津若松市庁舎整備建築工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た会津若松市庁舎整備建築工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名

会津若松市庁舎整備建築工事

(2) 契約金額

変更前 4,831,530,000 円

変更後 5,041,289,000 円

3 会津若松市庁舎整備空気調和設備工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た会津若松市庁舎整備空気調和設備工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

- (1) 工事名
会津若松市庁舎整備空気調和設備工事
- (2) 契約金額
変更前 866,657,000 円
変更後 904,871,000 円

4 会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

- (1) 工事名
会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事
- (2) 契約金額
変更前 341,979,000 円
変更後 356,015,000 円

5 会津若松市庁舎整備電気設備工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た会津若松市庁舎整備電気設備工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

- (1) 工事名
会津若松市庁舎整備電気設備工事
- (2) 契約金額
変更前 770,209,000 円
変更後 785,675,000 円

6 会津若松市庁舎整備情報設備工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た会津若松市庁舎整備情報設備工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

- (1) 工事名
会津若松市庁舎整備情報設備工事
- (2) 契約金額
変更前 354,178,000 円
変更後 369,908,000 円

7 財産の取得について

この案件は、会津若松市庁舎に設置する情報ネットワーク機器を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
コアスイッチ 1 式
外 5 件
- (2) 取得金額
13,904,000 円
- (3) 取得の方法
制限付一般競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市インター西 105 番地
株式会社シンク
- (5) 納入期限
令和 6 年 12 月 27 日

8 財産の取得について

この案件は、市の公用車として軽乗用電気自動車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
軽乗用電気自動車 10台
- (2) 取得金額
29,172,000円
- (3) 取得の方法
制限付一般競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市材木町一丁目5番2号
株式会社成田
- (5) 納入期限
令和6年10月31日

9 損害賠償の額の決定及び和解について

この案件は、公務災害補償において不適正な事務処理が行われた件について、損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

- (1) 損害を賠償し、和解する相手方
会津若松市山鹿町3番27号
一般財団法人竹田健康財団 外11件
- (2) 損害賠償の額 1,676,438円
- (3) 事案の概要
会津若松市総務部人事課において公務災害補償事務を担当していた職員が、公務災害補償請求等の事務処理を怠っていたことにより、医療機関等への医療費等の支払いが滞る事態を生じさせ、当該医療機関等に損害を与えたもの
- (4) 和解の内容
損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者は、今後いかなる事情が発生しても異議の申立てをしない。

10 損害賠償の額の決定及び和解について

この案件は、公務災害補償において不適正な事務処理が行われた件について、損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

(1) 損害を賠償し、和解する相手方

会津若松市内在住の 30 代男性 外 6 名

(2) 損害賠償の額 85,034 円

(3) 事案の概要

会津若松市総務部人事課において公務災害補償事務を担当していた職員が、公務災害補償請求等の事務処理を怠っていたことにより、公務中又は通勤中に被災した職員が適切な補償を受ける機会を逸することとなり、当該職員に損害を与えたもの

(4) 和解の内容

損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者は、今後いかなる事情が発生しても異議の申立てをしない。

IV 報告案件

1 令和5年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た庁舎建設等事業について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 令和5年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た低所得・子育て世帯追加支援給付金給付事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 令和5年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、舗装及び改良事業について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 令和5年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和5年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

5 令和5年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和5年度会津若松市下水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。